

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション希望	長野県上高井郡小布施町大字小布施851の4	訪問看護ステーション希望	長野県上高井郡小布施町大字小布施851の4	平成27年10月31日

地域福祉課

長野県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成28年1月25日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住所	指定年月日
前野由美子	長野県松本市桐2-4-44-1	平成27年12月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
まえの治療室	長野県松本市桐2-4-44-1	平成27年12月1日

地域福祉課

長野県諒訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年2月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諒訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年1月25日

長野県諒訪建設事務所長 田代幸雄

1 路線名 岡谷下諒訪線

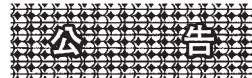
2 供用を開始する区間

岡谷市田中町三丁目8785番の5地先から

岡谷市南宮一丁目9483番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年1月27日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月25日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本よりそい家族会

3 代表者の氏名

石巻 美智也

4 主たる事務所の所在地

上田市中央西二丁目6番7号 グリーンビル1階2号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、社会的課題である高齢者や障害者の医療と福祉の充実を図るために、これら社会的弱者

の身元保証の引受けを軸に、医療又は福祉施設への付き添い、出張理美容その他生活サポート事業、また死にかかわる問題として相続、葬儀、納骨及び墓地に関する相談、支援等の死後の事務処理事業をおこなうことにより人権擁護を図るとともに、本人あるいは親族の精神的、経済的負担を軽減し、市民参加による福祉推進活動を通して福祉の町づくりをおこない、また、婚活事業をおおして家族の絆を深め、少子化問題への対策に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月25日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年1月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 G l a n d • R i c h e

3 代表者の氏名

望月 美輪

4 主たる事務所の所在地

安曇野市明科中川手3921番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の日常生活および、障害や社会的問題を抱える大人や若者、児童の生活と活動および就労を支援するとともに、森林の再生保護やどんぐり等里山の素材を採取及び加工販売する過程において、この法人の活動に関わる子供から高齢者およびすべての人が健全な森林の育成と保護に興味を持ち、自然から得られる恩恵に感謝することを学び、身近に存在する木の実や土地の食べものに親しむことにより、地産地消の精神を広め、さらには人々の心の豊かさを深め、もって社会の平和と充実に寄与するものとする。

県民協働課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月25日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

発電余剰電力の売却

(1) 入札の対象

松川ダム管理用発電の発電余剰電力

(2) 予定売却電力量

契約期間内の全量（約8,000,000kWh）

(3) 売却する電力の特質

入札説明書によります。

(4) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで（電力の供給開始は、平成28年4月1日からとします。）

(5) 履行場所

飯田市上飯田8181番の27

(6) 入札方法

予定売却電力量に対する1kWh当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部河川課

電話 026（235）7308

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年2月22日（月）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年2月15日（月）正午までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月25日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

発電余剰電力の売却

(1) 入札の対象

奈良井ダム管理用発電の発電余剰電力

(2) 予定売却電力量

契約期間内の全量（約5,000,000kWh）

(3) 売却する電力の特質

入札説明書によります。

(4) 契約期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで（電力の供給開始は、平成28年4月1日からとします。）

(5) 履行場所

塩尻市大字奈良井字表塩水2782番の4

(6) 入札方法

予定売却電力量に対する1kWh当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であるこ

と。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部河川課

電話 026（235）7308

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年2月22日（月）午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年2月15日（月）正午までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年1月25日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

発電余剰電力の売却

(1) 入札の対象

豊丘ダム管理用発電の発電余剰電力

(2) 予定売却電力量

契約期間内の全量（約1,400,000kWh）

(3) 売却する電力の特質

入札説明書によります。

(4) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで（電力の供給開始は、平成28年4月1日からとします。）

(5) 履行場所

須坂市大字豊丘字乳山3321番の14

(6) 入札方法

予定売却電力量に対する1kWh当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部河川課

電話 026 (235) 7308

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年2月22日（月） 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年2月15日（月）正午までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課